

し、東京より下阪せる友愛會長代理松岡駒吉、理事上條、坂口兩氏等と立會の上種々協議を遂げ、部長の裁定案に對し、左の條項を希望條件として追加し、之を容るゝ事を條件として承諾すべき旨八木同上會長をして田中部長に回答し部長の之を含み置くとの一言に依りて無事解決を告ぐるに至れり

希望條件

會社が職工を職首する場合には爭議中復職し居たる職工より解雇する事。

覺書 (其の一)

一、此際復職を希望する者は全部復職せしむる事

但し事業の關係と人員淘汰を爲すは已むを得ざるも本爭議に關しては犠牲者を出さざること。

覺書 (其の二)

一、労働條件に就ては労働團體へ交渉し組合員各自は一切交渉を爲さざる事。

二、労働團體とは會社に従業せる労働者百人以上を以て組織せる團體を謂ふ

三、會社内に數箇の團體ある時は各箇に交渉を爲す事

四、會社従業員にして労働團體に加入せざる者は各箇に交渉を爲す事。

五、交渉不調の場合と雖も二週間以内は其の爭議に關して解雇を爲し又は同盟罷業を爲さざる事。

▽ 争議後報

斯くて長日紛議を重ねし争議は全く解決し、友愛會にては加盟團體、友誼團體に對し、此の顛末を報告し、十八日夜には天王寺公會堂に於て報告演說會を舉行したり。聽衆約一千名、春日出發電所職工小西友一氏開會の辭に次ぎ兩支部總會を開催、山本準一（第二實行委員春日出發電所職工）座長席に就き挨拶、決議文等あり。最後に坂口、松岡、上條、藤岡、西尾、東の諸氏交々立ちて大電爭議顛末に關する報告演說を爲し、労働者の萬歳を叫んで無事散解せり。

會社側にては裁定案に調印の結果解雇手當等に關して變更あり。且つ又名分を立て、曩に九日附を以て解雇せる職工全部に對して之が復職を認むる事とし、十八日改めて左記の通知狀を各自に發せり。

通知書

曩に交附致候本月九日附解雇並に解雇手當金支給の辭令は之は取消申候、最も會社の都合も有之候間、來る二十一日迄に更に通知致すべく、其迄は出勤見合せ相成度給料は本日より支給致すべく候